

西日本の広範な地域で猛威を振るった平成30年7月豪雨。庄原市でもかつて経験したことがないほどの雨が降り続き、河川の増水による家屋の浸水や土砂崩れによる住宅の倒壊など、甚大な被害をもたらしました。

平成30年7月豪雨災害 被災された皆様に心からお見舞い申し上げます

このたびの豪雨は、西日本の広範な地域に大きな被害をもたらし、特に広島県内では、多数の尊い命が失われました。亡くなられた方のご冥福を心からお祈り申し上げます。

本市におきましても、これまでに経験したことがない雨が降り続き、河川の増水による家屋の浸水、土砂崩れによる住宅の倒壊、道路の寸断、農地・農業用施設の崩落など、甚大な被害が発生しております。被災された皆様に謹んでお見舞いを申し上げます。

市では7月5日から災害対策本部を立ち上げ、人命を第一に考え初期対応に努めたところですが、自治振興区の皆様による避難所運営へのご協力、地域の皆様の声かけによる早期の避難行動、消防団による告知活動等をはじめ、市民の皆様一人一人が、緊急事態に対し、適切に対応いただいたものと受け止めており、改めて感謝を申しあげる次第でございます。

また、被災された方々におかれましては、厳しい猛暑のなか、生活再建に懸命に取り組まれておりますことに心より敬意を表します。

現在、市といたしましても、職員一丸となって、被災された方々への支援、道路・施設などの復旧に取り組んでおり、引き続き、1日も早い市民生活の復興に向けて、全力を尽くしてまいりますので、市民の皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、市民の皆様をはじめ、全国からボランティア活動への参加や義援金をいただいておりますことに衷心より感謝し、今後とも温かいご支援をお願い申し上げます。

平成30年8月
庄原市長 木山耕三

粟田川【東城町】



帝釈川【東城町】



東城町三坂【住宅全壊】



東城町久代【住宅全壊】



東城町東城【床上浸水】



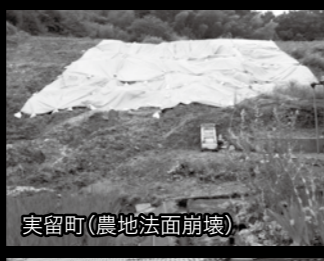
成羽川【東城町】



市道横畑高茂線【水越町】



東城町東城【床上浸水】



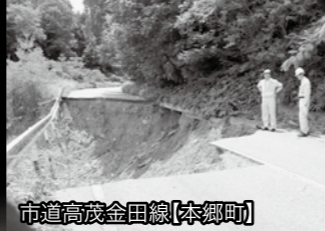
実留町【農地法面崩壊】



川西町【水田土砂流入】



内堀川【東城町】



市道高茂金田線【本郷町】



本村町【裏山崩壊】



市道大津恵線【川北町】



水越町【水田土砂流入】



市道加谷線【東城町】



成羽川【東城町】



被災された皆様への支援制度を取りまとめました。すべてを記載することができませんので、詳しくは担当課または関係機関にご相談ください。

証明等

り証明の発行

り証明は、被害の程度を判定し、証明するもので、保険の請求や各種の救済措置の手続きに必要となります。市が住家の状況を調査しますので、発行まで数日の期間が必要です。申請・問い合わせ

- 収納課第1収納係
0824・73・1145
収納課第2収納係
0824・73・1511
各支所地域振興室・市民生活室

証明手数料の免除

被災者から、諸手続きのために必要な証明書などの申請があった場合、手数料を免除します。

- 対象期間
8月31日(金)まで
対象の証明書など
住民票・印鑑証明・所得証明など
問い合わせ
市民生活課戸籍住民係
0824・73・1157
各支所地域振興室・市民生活室

支給制度

被災者生活再建支援金の支給

住家が全壊、大規模半壊の被害を受けた世帯に対して、国が支援金を支給します。

- ①基礎支援金
全壊100万円
大規模半壊50万円
②加算支援金(再建方法に応じて支給)
建設・購入200万円
補修100万円
貸貸(公営住宅を除く)50万円

※①②のいずれにも該当する場合は、合計額を支給します。
※被災当時の世帯人員が1人の場合(単身世帯は、いずれも4分の3の支給額となります)
申請期間
基礎支援金 災害発生日から13カ月以内
加算支援金 災害発生日から37カ月以内
申請・問い合わせ
社会福祉課障害者福祉係
0824・73・1210
各支所地域振興室・市民生活室

広島県災害見舞金

住家が全壊、半壊の被害を受けた方に、広島県から見舞金が支給されます。

- 全壊30万円 半壊10万円
問い合わせ
社会福祉課障害者福祉係
0824・73・1210

庄原市災害見舞金

住家が全壊、半壊、床上浸水、土砂の流入による一部損壊の被害を受けた方に、庄原市から見舞金を贈ります。

- 全壊20万円 半壊10万円 床上浸水・土砂流入による一部損壊5万円
※市が調査し対象者を特定します。で、原則、申請の必要はありません。
問い合わせ
社会福祉課障害者福祉係
0824・73・1210

融資制度

災害援護資金の貸付

災害からの生活の立て直しに必要な

な資金を貸し付けます。(所得制限があります)
限度額
150万円〜350万円
問い合わせ
社会福祉課障害者福祉係
0824・73・1210

生活福祉資金の貸付

被災により臨時に必要な経費の低利貸付制度です。被災世帯のうち、低所得者世帯、障害者世帯または高齢者世帯(療養または介護を有する高齢者が属する世帯に限る)が対象です。
限度額
福祉費(災害経費)150万円以内
緊急小口資金(生活費)10万円
問い合わせ
庄原市社会福祉協議会
0824・72・7120

被災農業者救済資金

被災した農業者に対し、農業経営、生活の安定に必要な資金を融資します。
限度額
個人200万円(果樹、畜産500万円)

住宅の確保

住宅の確保

住家が被災し、自宅での生活が困難な方に市営住宅を手配します。

- 入居費用
家賃3カ月無料(入居期間:1年以内)
問い合わせ
都市整備課管理係
0824・73・1172
各支所地域振興室・産業建設室

減免制度

市税などの減免

り災状況(半壊以上)に応じて、市税などの減免が受けられる場合があります。

- 問い合わせ
税務課資産税係
0824・73・1144
税務課市民税係
0824・73・1146

国民年金保険料の免除について

災害により、住宅、家財などの財産に大きな損害を受けた場合、免除の対象になる場合があります。

- 問い合わせ
三次年金事務所
0824・62・3107
保健医療課国保年金係

医療機関での窓口支払いの免除

災害により、住家の全半壊や床上浸水など大きな損害を受けた場合、医療保険(国民健康保険や後期高齢者医療制度など)の窓口負担について、支払いが不要となります。

- 対象期間 10月31日(水)まで
問い合わせ
保健医療課医療予防係
0824・73・1155
保健医療課国保年金係
0824・73・1158

介護サービス利用料

被災により利用料の支払いが困難な場合は、損害状況に応じて減免を行います。

- 問い合わせ
高齢者福祉課介護保険係
0824・73・1167
各支所地域振興室・市民生活室

その他

弁護士による豪雨災害相談

- ①無料電話法律相談
広島弁護士会と法テラスの共催で、弁護士による豪雨災害相談ダイヤルが設置されています。
対象期間 8月31日(金)まで

- 円) 法人1千万円
※右記の金額と農産物などの損失額とを比較し、低い額または県知事特認額を融資します。
問い合わせ
農業振興課管理係
0824・73・1131

農業施設災害特別資金

被災した農業者に対し、農業用施設の再取得などに必要な資金を融資します。

- 限度額
個人1800万円 法人2億円
問い合わせ
農業振興課管理係
0824・73・1131

倒産防止等資金(県指定等)

自然災害により直接被害を受けた、原則として引き続き1年以上同一事業を営んでいる中小企業者などの災害復旧に必要な資金を融資します。

- 限度額
中小企業者4千万円
組合など8千万円
※復旧経費の範囲内で融資します。
問い合わせ
商工林業課商工振興係
0824・73・1178